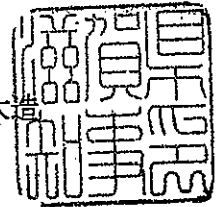




滋・琵琶保再第33号  
平成28年(2016年)6月2日

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定について (諮問)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律(平成27年法律第75号)第3条第1項の規定に基づき、滋賀県では琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)を策定することとしています。

つきましては、琵琶湖保全再生計画の策定に当たり、貴審議会の意見を伺います。